

「第6次水質総量規制の在り方について」(総量規制専門委員会報告案)
に係る中央環境審議会瀬戸内海部会における意見等について

1. 専門委員会報告の記述の修正に関わる意見

番号	委員からの意見概要	総量規制専門委員会の見解
1	<p>海の環境保全は、海の生物と人間との共同作業によるもの。その意味で、p.11の「4-2 対策の在り方」において、「汚濁負荷削減」と「干潟の保全・再生、底質環境の改善等」の順番が逆の方がいいのではないか。</p>	<p>海域によって対策の重要性の順番は異なるが、東京湾、大阪湾等はまだ負荷量が多く、負荷量の削減は重要である。 また、東京湾のシミュレーションでは、負荷量削減による水質改善の効果があり、干潟の再生の効果もあるという結果になっている。 これらのことから、原文のとおりとする。</p>
2	<p>生物による水質の浄化も重要。生物の活用の考え方を入れていただきたい。</p>	<p>p9の(5)で干潟での生物による浄化について記してあり、p12の(2)で干潟の保全・再生を推進することとしている。また、p12の(2)において、多様な生物の生息や繁殖の場である藻場についても、その水質浄化機能について調査・研究を行いつつ、保全・再生に努めていく必要があるとしている。このように、生物の活用の考え方が含まれているので、原文のとおりとする。</p>
3	<p>燧灘の貧酸素水塊は、物理的な成層が強いことが影響していると考えられるが、人為的要因によって貧酸素素が起きているのか、さらに検討する余地がある。</p>	<p>p11の第3段落を下記のように修正する。(下線部分を追加)</p> <p>「なお、瀬戸内海を湾灘ごとに見ると、赤潮により養殖漁業への被害が生じている水域や、近年のCODが上昇傾向の水域、<u>貧酸素水塊の発生が報告されている水域</u>があるので、これらの問題への対応について引き続き検討していく必要がある。」</p>

2. その他の意見、要望等

下表に示す意見、要望等については、今後の対策や課題の検討に際して参考とすべきものとする。

番号	委員からの意見、要望等
4	瀬戸内海は面源負荷が多い。磷の発生負荷量の見積もりが低いのではないか。
5	干潟による水質改善効果はあまり大きくないが、干潟そのものに意味がある。
6	もし総量規制がなかったら負荷量の推移が右上がりになっていた可能性がある。瀬戸内海の水質に対する影響要因は様々であり、環境保全対策にはいろいろな方法があるが、総量規制は重要なツールである。 ただし、一方で負荷削減が水質にどのように反映したかが問題であり、目標とすべき水質の検討は重要な課題。
7	瀬戸内海を評価するに当たって、さらに地域毎に見ていくことが必要である。
8	CODで表される有機物の中身について、生物への影響という観点からの検討が必要。
9	それぞれの海域ごとに、適切な生物指標がある。指標種を取り上げたモニタリングが重要。
10	生物、漁業にとっては、DOが重要な指標である。また、下水処理では塩素処理ではなく、紫外線処理を進めていただきたい。
11	CODの環境基準について、C類型の8mg/lは高すぎる。A類型の基準点が陸に近すぎるので、もう少し沖でもいいのではないか。
12	普通の人たちが、水質改善に向けて具体的に何をすればいいのかということを示すことが必要ではないか。 水に触れるということでは、生物調査などは非常に分かりやすい。啓発普及には、身近なことについて分かりやすい指標を設定することが必要であると考えている。